

MY企業年金通信

No. 2012-06

明治安田生命保険相互会社
 総 合 法 人 業 務 部
 団体年金コンサルティング室
 TEL : 03 - 3283 - 9094

【今号のコンテンツ】

NO	内 容	関連制度		
1	【制度運営関連】 高年齢者雇用確保措置等に関する法律改正について	厚年基金	DB	DC
2	【事務処理関連】 住基ネットを活用した生存確認に関する意見募集について	厚年基金	DB	DC
3	【退職給付会計】 財務諸表の様式や作成方法等を定める内閣府令の改正について	厚年基金	DB	DC

ポイント

1. 高年齢者雇用確保措置等に関する法律改正について

平成 24 年 9 月 5 日付で「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成 25 年 4 月 1 日から、次のような改正事項が施行されることになりました。

- ① 「高年齢者雇用確保措置」の導入に当り、「定年年齢の引き上げ」や「継続雇用制度の導入」等、いずれかの措置の実施を義務化。
- ② 「継続雇用制度」の対象者が引き続き雇用される企業を、「グループ企業」等に拡大。
- ③ 「高年齢者雇用確保措置」を講ずる規定に違反している事業主に、指導・助言・勧告等を実施した後も従わないときは、公表する旨の規定を追加。

2. 住基ネットを活用した生存確認に関する意見募集について

平成 24 年 8 月 30 日付で、「国民年金基金規則及び厚生年金基金規則の一部を改正する省令案」が公表され、意見募集が開始されました。いわゆる「年金確保支援法」で定められた未請求者対策の環境で、住基ネット経由で生存確認できた者については、現況届の提出を廃止したいとするものです。

3. 財務諸表の様式や作成方法等を定める内閣府令の改正について

9 月 21 日に、金融庁から「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」が公布されました。5 月 17 日に企業会計基準委員会から公表された「退職給付会計に関する会計基準」等による改正内容を、金融商品取引法に基づき、上記規則に反映するものです。

少子高齢化対策の一環として高齢者の就労を促進するため「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」が、9月5日付で公布されました。

【高齢者雇用確保措置】については、従来「定年年齢の引き上げ」や「継続雇用制度の導入」等の措置を講じるよう努めること、とされていましたが、平成25年4月1日以降は、いずれかの措置の実施が義務化されることになります。詳しくは次のURLをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1.html

【高齢者雇用確保措置】関連の現行取扱い

1. 対 象：「65歳」未満の定年を定めている事業主
2. 実施措置：「65歳」までの雇用を確保するため、①定年年齢の引き上げ、②継続雇用制度の導入
③定年制の廃止 のうち、いずれかの措置を講じなければならない
3. 経過措置：④平成22年4月1日～平成25年3月31日までは「65歳」を「64歳」と読替え
⑤平成25年3月31日までの間は、65歳までの安定した雇用の確保を図るために必要な措置を講じるよう努めなければならない
⑥労使協定により対象となる「一定基準」を定め、その基準に基づく継続雇用制度を導入したときは、②継続雇用制度の導入とみなす

【高齢者雇用確保措置】関連の改正事項（平成25年4月1日施行）

4. 3. 経過措置の④～⑥を廃止して、2. 実施措置内の①～③のいずれかの措置の実施を義務化
ただし、⑥で②継続雇用制度の導入とみなされている事業主については、平成37年3月31日までの間、次のように「一定基準」に該当する年齢を引き上げる措置（※1）を講じている場合は、引き続き、継続雇用制度の導入とみなす 旨の経過措置を新たに規定

	期 間（※2）	対象年齢（※2）
ア	平成25年4月1日 ～ 平成28年3月31日	61歳以上
イ	平成28年4月1日 ～ 平成31年3月31日	62歳以上
ウ	平成31年4月1日 ～ 平成34年3月31日	63歳以上
エ	平成34年4月1日 ～ 平成37年3月31日	64歳以上

（※1）期間アに60歳定年に達する方の例：61歳まで無条件、61歳以上は「一定基準」に該当で継続雇用

（※2）期間と対象年齢は、特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢とリンクしています

5. 継続雇用制度の対象となる高齢者が雇用される企業の範囲を 「グループ企業」まで拡大
6. 規定違反の事業主に、指導・助言・是正勧告した後も従わないときは 公表する旨を規定

2	【事務処理関連】住基ネットを活用した生存確認に関する意見募集について	厚生基金	DB	DC
---	------------------------------------	------	----	----

昨年 8 月 10 日に公布された「年金確保支援法」において、年金や一時金の未請求者対策の推進のため、厚生年金基金等が企業年金連合会を通じて、住民基本台帳法に基づく住所情報を取得することを可能とする措置が追加されましたが、このたび、住民基本台帳ネットワークシステムから企業年金連合会が情報提供を受け、その情報を基に、厚生年金基金等が登録した加入者等の生存が確認できた者については、現況届の提出対象者から除くこととする省令改正案が公表され、意見募集が開始されました。

省令改正は、厚生年金基金や国民年金基金が対象ですが「年金確保支援法」施行の際、厚生年金保険法第 130 条だけでなく、確定給付企業年金法第 93 条や、確定拠出年金法第 48 条の 2 においても、「給付の支給を行なうために必要となる加入者等に関する情報の収集、整理または分析」が委託できる業務として追加されました。その趣旨を照会したところ「各企業年金制度において、年金や一時金の未請求者対策推進のため、加入者等に関する情報の収集、整理または分析の業務を、企業年金連合会に委託することにより、同連合会を通じて住民基本台帳法に基づく住所情報を取得することが可能となるほか、規約を変更する必要がある」旨の回答を得た次第です。

このため、確定給付企業年金や確定拠出年金制度についても、当該省令改正に合わせて（通知等）所要の改正が行われるものと考え、**DB**や**DC**制度にも関連する情報としてご案内しております。

意見募集は 9 月 28 日まで、施行日は公布日（10 月 1 日予定）です。次の URL をご参照ください。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495120198&Mode=0>

3	【退職給付会計】財務諸表の様式や作成方法等を定める内閣府令の改正について	厚生基金	DB	DC
---	--------------------------------------	------	----	----

9 月 21 日に、金融庁から「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」が公布されました。

これは、5 月 17 日に企業会計基準委員会（ASBJ）から公表された「退職給付会計に関する会計基準」等による改正内容を「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に反映するものです。

内閣府令の詳細については次の URL を、退職給付会計基準の改正内容については弊社「企業年金ニュース（2012.5.18 号）」 をご参照ください。

<http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120921-3.html>